経営者の社会的責任

祭原光太郎

社会的責任論議の発生

一言葉の意味

社会的責任の内容

四 結 語――その意義

社会的責任論議の発生

回全国大会において「経営者の社会的責任の自覚と実践」なる決議を行なったのであるが、 くはいまおくとして、わが国では周知のごとく、昭和三十一年秋、経済同友会がこの問題をとりあげ、その第九 がしばしば行なわれるようになった。それがいつ頃から、またどのような形で生じたかについての細かなせんさ てその後幾多の人々がそれについて意見をのべられるにいたったのである。 わが国では数年前から、 外国ではさらにそれ以前から、 経営者のいわゆる社会的責任なるものにかんする論議 これをきっかけとし

五九 (五四一)

経営者の社会的責任(祭原)

このような社会的責任論議が、 なにゆえ生ずるにいたったのであるか。すなわちその要因は何んであるか。 ح

イ、企業に対する社会の批判

れには色々なものが考えられよう。

げることができる。 的使命にたいする自覚を促さざるをえないものとなった。 なる弊害を生じ、またそれはけっして社会全体の利益と調和するものでない事実が明らかにされるにいたった。 る間断なき抵抗と攻撃に直面することとなった。このような事態はやがて企業の経営者に、深い反省とその社会 かくて企業、ひいては今日の社会制度そのものに対する手きびしい批判と非難が生じ、とりわけ労働の側からす しうるものと考えられた時代もあった。けれどもその後の発展は、企業のたんなる利潤追求が社会上経済上 ものとせられた。またじっさい個々の企業が自己の最大利潤を追うことによって、結局は社会全体の利益を招来 まずしばしば指摘されるように、企業に対する一般社会のきびしい批判、ことに労働側からの激しい攻撃をあ 従来企業の目的はいつに利潤の追求にありとせられ、生産はそのための単なる手段にすぎぬ

1、企業の社会性の発展

されるにいたる。かくて所有と経営の分離はある意味での企業の社会化に導く。このことは当然に企業経営の社 見られるようになると、 とづくところのかの所有と経営の分離の傾向にその端を発したものということができよう。すなわちこの分離が 会制度、社会的な機関としての性格を帯びるものとなってきている。そうしてこれはとくに企業の大規模化にも これもまたよくいわれるように、今日の企業はもはや特定の人々の単なる私有物ではなくて、 株主の利益はいわば第二次的なものとなり、何よりまず企業自体の社会的な存在が目指 いわば一つの社

会的責任の問題を生ぜしめる。

にあたりうることとなる。 る。 このことは別の方面からいえば、社会的責任の問題がいわゆる専門経営者の生成と関連していることを意味す すなわち専門経営者が生成するようになると、かれらは資本の拘束から離脱して、独自の立場で企業の経営 したがって社会的責任への意識が高められ、 社会的責任論議発生の一モメントをなすものとい またこれを実行するにも一層容易な立場

10 えよう。 におかれることになる。

いずれにしても専門経営者の出現が、

利害者集団の拡大

は株式会社組織の導入による資本調達の便宜性や、大規模経営の有利性や、事業そのものの性質やその他様 これもまた右のことと関連しているが、今日の企業の規模は一般にいちじるしく拡大されるにいたった。それ

業はいまや給付の提供を通じて幾多の消費者の需要を満たし、また多数の従業員に働らく場所を供してその生活 原因にもとづくものであろうが、いずれにしても従来には存しなかったような巨大企業をみることとなった。 域社会などその他の色々ないわゆる利害者集団と広汎なつながりをもっている。 を支え、さらに多くの人々から資本の出資をうけている。そればかりではなく、 かくて企業の存在は、 なお債権者や取引先あるいは地 多数の株

経営にあたるものは重大な社会的責任に当面することとなる。

社会上に占めるウエイトの増大

|営者の社会的責任

主、従業員、

消費者その他に対し、

直接間接重大な影響を及ぼさざるをえない。

したがってこの点からも企業の

右 のような企業の発展は、 これを直接のその周辺にかぎらずさらに広く見れば、企業の経済上社会上に占める

きな影響を与え、ひいては一般社会に対しても重大な意味をもつものとなる。このように企業の大規模化にとも なうところの企業の経済上社会上の地位の増大ということが、これまた経営者の社会的責任の問題を生ぜしめる 地位の増大を意味している。 つのファクターとしであげることができよう。 すなわち企業の大規模化によって、その動向の如何はときとして国民経済の上

なってきているのである。 いずれにしても経営者の社会的責任は、今日の企業経営者にとって、 いまやきわめて重大にして切実な問題と

一言葉の意

味

なわち「社会的責任」なる言葉の意味を一おう明らかにしておかねばならぬ。 ところでわれわれが「経営者の社会的責任」というとき、それはほんらいどのような意味に解さるべきか。す

ねばならぬという意味においては、とれもまたけっしてトップの人々だけに限られる理由はなく、ひろく管理の 味で経営あるいは管理機能を遂行するものといえば、経営内の相当広い範囲の人々を包含することとなるが、 指す。規模が拡大するにつれていわゆる出資者でない専門経営者が経営の実際にあたることとなるであろうが、 の他の取締役、 とにいう経営者は、 しかし出資者といえども経営の仕事に従事するかぎりは、もちろん経営上の責任を負わねばならぬ。 まずここに経営者というのは、企業の経営の実際にあたる人々、すなわち経営ないし管理機能を担当する者 さらに部長あたりがこれに含まれる。 ふつうにはまず管理層のトップの人々を指すものとみられよう。すなわち具体的には社長そ しかしながら企業の経営にかんする社会上の責任を果たさ 他方広い意

仕事にたずさわるさらにヨリ低い階層の人々もまたひとしく社会上の責任を負うべきであろう。

ば利益のないのに配当しようとする議案を株主総会に提出した取締役は、その結果蛸配当せられた額を会社に弁 定すると、まずその法律上の責任なるものが考えられよう。 意味では、まさしく社会的責任にはちがいないけれども、 うごとき一連の規定が定められている。とれらはもちろん経営者が服さねばならぬところの社会的な規範 済しなければならぬとか、 さて一般に経営者の責任という場合、それは色々な意味に使われる。 あるいは法令又は定款に違反する行為をしたときは、その責任を負わねばならぬとい 直接には条文で規定された法的責任であって、 わが国の商法では、 いま経営者を狭く株式会社の取締役に限 取締役の責任にかんし、 たとえ それは

なお社会的責任をかかるものとして一般的にしめしたものではない。 はすべてなんらかの仕事を担当するが、 ととから責任はまたしばしばその受持つところの仕事 を忠実に果たすべき責任を負うている。 つぎに経営上ふつうに責任の概念は、 人々の受けもつ仕事にかんれんして用いられる。 かくて仕事、権限および責任は三位一体の関係にあるといわれる。 同時にかれは当然その仕事(職務)を遂行すべき権限をもち、 (職務)そのものと同義に解される。 すなわち経営内の人々 この場合責任は職責 またこれ

あるいはまたヨリ具体的にたとえば政策を樹立し、 とは周知のとおりである。あるいは生産諸要素のもっとも有効な結合の遂行にありとなし、 とも基本的な諸機能、 さてこの意味における経営者の責任 たとえば計画すること、 (職責)は何んであるか。これについてもまことに様々の見解の存すると 組織すること、 組織を確立して主要人事を決定し、調整やコント 指揮すること、 統制すること等々にありとする。 あるいは管理のもっ l ル の仕

などともよばれ、

職務内容そのものを指す。

六三 (五四五)

経営者の社会的責任

(祭原)

六四

職責と考えられる色々な事項もまた、もちろんそれと深いかんれんにあるとはいえ、 者の社会的責任であるとはいえないであろう。 事を行ない、また経営の内外に対する儀礼的な仕事に従事することなどがあげられよう。 これをもってただちに経営 しかしこれら経営者 Ó

ゆる倫理的な性質のものとは限らず、 任を履行するか否かはもとより道義の問題であるけれども、果たさるべき責任の内容そのものは、 どをも含む。 語は広義に解されねばならぬ。それはたんに企業外部の一般社会を指すだけでなく、企業内部の対従業員関係 営者が果たさなければならぬところの責務、義務ないし規範を指すものと思われる。 結局ここにいわゆる責任、社会的責任とは企業を運営していくにあたり、とくに対社会的な関係に あるいはむしろ一切のいわゆる利害者集団に対する責任といってもよいであろう。 ひろく社会上の諸規範をふくむものと解すべきであろう。 ただこの場合社会的という またこの場合責 必ずしもいわ おいて、 経

請されるにいたったものということができよう。 ばならぬと同じく、自由な企業の運営に対して課せられるところの社会的な責務が問題なのである。 K おいてこれは当然のこと柄であって、 要するに今日われわれが、社会生活において自由な行動が容認されている反面、 .状勢の進展に相おうじて、いまや企業の経営者にたいし、それの新たなる自覚と新たなかたちのモラル 根本的にはけっして新しい問題とはいえない。 社会的な種 しかし先にみたような新 スの 規範に服さね そのかぎり が 要

で果たさるべき社会的責任を意味するものにほかならぬ。したがってそれは、たとえ修正し是正することはあっ それを建前としていることである。すなわちそれは資本主義制度とそれのもとにおける自由企業という枠のなか ところでここに注意すべきは、ここにいわゆる社会的責任というのは、 あくまでも現在の社会制度を前提とし、

ごとき問題が存することとなるであろう。 根本的には現在の企業の本質や目的と矛盾するものではないということである。 実はこの点に、後にみる

社会的責任の内容

Ξ

は多くの人々が色々な事項をあげておられる。つぎにその若干を引用しよう。 あるか。たんに抽象的に社会的責任というのでなく、それは具体的にはどのようなことであるか。これについて 経営者の「社会的責任」なる言葉の意味を右のように解するとして、さてそれはどのような内容をもつもので

般消費者の利益を阻害しないように、企業としての社会的責任を十分に自覚しなければならない」(古川米一「経 営学通論」六一頁)とのべておられる。 って一般消費者の利益を阻害しないような社会的責任を負わ」ねばならぬのであり、 古川栄一教授は企業はとくに大規模となるにつれて「その強大な競争力によって販売市場を独占し、 「公正競争を前提とし、 それによ

行することにほかならぬ云々」。 最も有効に結合し安価かつ良質な商品を生産し、 てこのような形の企業経営こそ、 倫理的にも、 また経済同友会は先にあげた昭和三十一年秋の大会の決議において次のようにのべている。「現代の経営者は 実際的にも単に自己の企業の利益のみを追うことは許されず、経済、社会において、 まさに近代的というに値するものである。経営者の社会的責任とは、これを遂 サービスを提供するという立場に立たなくてはならない。そし 生産諸要素を

占部都美教授は経営者の社会的責任としてつぎのような四つのものをあげておら れる(占部都美 「近代経営管理 経営者の社会的責任

一(祭原

六五 (五四七)

論」三四三頁、筆者要約

- (1) 企業維持の責任
- 企業の継続的な維持をはかることを通じて、全体社会に対する責任を負うている。そこに経営者の包括的な社会的責任がおか 今日の企業は一つの制度として存在し、社会を構成する重要な部分をなしている。経営者はこの企業制度の担い手として、

れている。

(2) 利害調整の責任

れねばならない。とくに株主、労働者、消費者などの利害者集団の利害対立を調整していくことは、企業維持のために不可欠 ところで企業の継続的な維持のためには、経営活動の経済的能率的な運営が必要であるとともに、 また適正な配分が行なわ

(3) 社会的職能

であり、それは経営者の社会的責任をなす。

成する各人が各職場において真の人間的社会的な満足を得ることができるような人間関係を形づくっていくことである。そう 今日の経営者は経済的職能のほかに、社会的職能をもっている。社会的職能とは、経営を一つの経営社会とみて、それを構

4 科学的な人間関係

してこれはまた経営者の社会的責任をなす。

強いものであった。われわれのいうのはそのようなものでなく、もっと科学的な人間関係の樹立である。すなわち人間関係の もちろん従来の経営者も人間関係を無視していたわけではない。しかしそれはいわゆる温情主義的あるいは封建的な色彩の

実態を科学的に分析し、それに立脚した有効適切な管理を行なっていくことである。

さらに藤芳誠一教授もほとんどこれと同様の見解をしめしておられる(藤芳誠一「近代経営と経営者」八四頁、 筆

(1) 企業維持の責任

今日の企業は尨大な数にのぼる株主、従業員、消費者を擁し、その生活に直接間接重大な影響を与える。この点から企業を

維持することが、経営者の社会的責任として課せられる。

ていかねばならないが、それは「短期的最大利潤を目標にするのでなく、むしろ長期的に最大の利潤が確保できるように利潤 そのためには能率的な生産と収益の適正な配分が行なわれねばならない。そのばあい企業維持のためには必要な収益をあげ

制限を行ない、社会的に承認されうる利潤を目ざすようにせねばならない」。

従業員の人間的満足に対する責任

して従業員の協力を確保するというその社会的機能にかかっている。この社会的機能は人間関係的管理方策を通じて従業員の 企業の能率は、一方では生産過程を合理的に形成し運営する経営者の技術的・経済的機能と、経営の人間関係を最適に維持

人間的・社会的満足を保証していくことであって、それは経営者にとって一つの不可欠な社会的責任をなす。

利害者集団の利害調整の責任

めに必要であり、またそれが経営者の社会的責任となる。 株主、組合、消費者など、いわゆる利害者集団の利害は、 しばしば対立する。この利害を調整することが、企業の維持のた

④ 自由企業体制保持の責任

ただそのためには多少の修正や犠牲はやむをえないとしても-矛盾の解決をはかろうとするところに、経営者の社会的責任が ところに、ただし社会構造の根本的な改造でなく、基本構造をこわさないようにしつつ―しかもそれを政府によらず自主的に、 今日の社会には色々の矛盾や対立が激化してきている。そこでこのような矛盾を何んとかして緩和し解決していこうとする

とのように経営者の社会的責任の内容にかんしては、諸家によって色々な見解がしめされているのを見るので

課せらるることとなる

経営者の社会的責任

六七 (五四九)

あるが、これについてわれわれはつぎのようなものをあげたいと思う。

台 社会への奉仕

古くからいわれてきたお題目ではあるけれども、それにもかかわらず社会的責任というかぎり、それはまず掲げ 何よりまず社会への奉仕をもって、経営者の社会的責任の筆頭に置かれねばならぬであろう。 ねばならぬところの目標であるといわねばならぬ これはいかにも

べきものであることはいうまでもない。これは企業のばあい物資・用益を生産しこれを社会に提供することにほ に貢献すべき社会的責任をもつ。 かならぬ。 もちろんひとくちに社会に対して奉仕貢献するといっても、それはなんらかの分野で、なんらかの形でなさる 個々の企業にあっては、 それぞれの分野における固有の給付の提供にある。企業はそれを通じて社会

する財貨をでき得るかぎり良質かつ廉価をもって供すること、これ企業のレゾン・デートルであり、 なわちなんらかの給付を生産して社会の需要をみたすとともに、 という社会的任務と責任を担っていることを強く反省し、この自覚を高めねばならぬ。生産は利益を得るための でなければ企業の存立は経済的に不可能となるからである。 ち企業は同時にそれによって適正な利益をおさめ、もってその財政的な基礎を確保していかねばならない。そう なくして社会におけるその存在理由なしといわねばならぬ。とはいえ企業はたんなる奉仕事業ではない。すなわ ほんらい企業は、給付の生産と利益の獲得という二重の過程をいわば統一的におこなっていくものである。す しかしこのばあい企業の社会的機能が給付の生産にあることはいうまでもない。 しかしこのばあい経営者は、 同時にそれによって適正な利益を得んとするも 企業が何よりまず生産 生産-およそそれ

手段ではなくて、社会の物的基礎を確保せんがためにおこなわれる。 給付の生産を通じて社会のために寄与すること、これ企業の経営者のまず果たさねばならぬところの社会的責任 いずれにしてもそれぞれの企業に固有なる

生産性の向上

である。

るいは能率化などと同義のものをいう。 ところで右の目標はいわゆる生産性の向上によってヨリ高度に達せられる。ここに生産性の向上とは合理化あ 要するにそれは企業の生産活動をヨリ合目的たらしめることであって、

すなわち企業が社会の需要にヨリ適合したものを、 もとよりこのような生産の合理化は、たんにムダを排除してもっぱら節減に努めるというだけでなく、 ョリ良質かつ廉価をもって提供することを指す。 進んで

積極的 められてきたことは周知のとおりである。そのさい民主化との関連が十分に考慮されねばならぬ。 て種々なるものが存するであろう。事実これについては従来からまことに様々の施策や方法が工夫され発展せし 革新的な改善を試みることを含む。しかしてそのための具体的な方途はけっして一つではなく、きわめ いわゆる民主

化

.を無視した合理化は意味無きものであろう。

増進に貢献することとなる。けだしそれによって社会に対し、豊富にして低廉な財貨の供給をおこなうことが可 能となるからである。 生産性の向上は企業の利益を高め、またその競争力を強化するものではあるが、それはまた同時に社会の福祉 かくして合理化の推進、 生産性の向上は、経営者に課せられた社会的責務の一つであると

各利害者集団への配慮

V

わねばならない。

経営者の社会的責任(祭原)

七〇

らぬ。 害関係をもっている。そこで企業の経営にあたるものは、これら各利害者集団に対して重大な責任を負わねばな 今日の企業は多数の出資者、消費者、従業員の生活ときん密に結びつき、それら各集団は企業に対して大きな利 それらの集団は企業の大規模化にともない、益々大きなものとなってきている。 企業を中心としてこれをめぐる各種のいわゆる利害者集団の存することは改めて指摘するまでもない。 すなわち前にものべたごとく、

イ、株主に対する責任

よりまずこれを保護し、さらにこれを株主の利益のために運営すべきものであることを意味する。 しばしば経営者は trustee (受託者)であるといわれる。それは経営者が株主からその財産の信託を受け、 何

経営者の責任をしてさらに拡大せしめるにいたった。まず二つのものがこれに付け加えられる。すなわち一つは かくて経営者はこのような信託関係によって、株主に対して責任を負うのであるが、しかしその後の発展は、 (顧客)に対する責任であり、いま一つは従業員に対する責任である。

ロ、消費者(顧客)に対する責任

らば、 貨・用 それゆえ企業は顧客に奉仕すべきことをもって最大の使命とせねばならぬ。すなわち顧客のためにョ 企業はほんらい給付の提供を通じて社会の、 それはもはや存立の理由を失う。かくて企業の管理者は顧客の利益に奉仕することに、その最善の努力を 益 を、 ョリ安き価格で供することを目指さねばならぬ。もし企業が顧客の欲するところを満たし得ないな 直接には顧客の需要を満たすことに、その存立の意義を有する。 リ良き財

傾けねばならぬ。

ハ、従業員に対する責任

企業の存立と活動はいつにその従業員の努力と労働に依存する。まことに従業員は企業の経営者にとって欠く

のは、これら従業員の福祉と幸福をはかるべき重大な責任をもつ。すなわちその労働に対して正当な報償を与え、 べからざる協力者であるとともに、また人間としての尊厳を保持するものである。かくて企業の経営にあたるも

的社会的な満足をもって働らくことのできるような人間関係への配慮を怠ってはならないのである。 その生活を保護し、また作業条件の改善につとめるとともに、さらにかれらがそれぞれの職場において真に人間

利害調整の責任

あろうかということである。これは事実しばしば起りうるところである。すなわちそれら各集団の利害は、その ところでわれわれの直ちに気づくことは、それら企業をとりまく諸利害者集団の利害は、 互いに衝突しないで

顧客、従業員、出資者の間にはたとえ一時的には利害の衡突が生ずることがあっても、それらはもともと本質的 ら相反するところの利害を調整せねばならぬという重大にして困難な責任を負うこととなる。けれどもほんらい うちの一つを大ならしめんとすれば、ときとして他を抑えざるを得ない事態に当面する。ことに経営者は、

に対立関係にあるものではなく、むしろ相互に依存の関係に立つものであるといえる。経営者はこのことを十分 に自覚して衝突を生じたさい、もっとも健全にして妥当な調整点を見出すべく努めねばならぬ。 一方に片寄るこ

とは決して好ましい結果をもたらしえないであろう。収益は公正に配分されねばならぬ。

四)

社会的規範の遵守

営者の社会的責任

(祭原)

企業はもともと孤立して存するものではなくて、社会経済ないし国民経済の一環として、その組成分子として

七一(五五三)

るべきことはいうまでもない。 社会的責任を負うている。もし正しくきめられた規範に服さないならば、それは秩序をみだすものとして非難さ にしても企業はそれらのさだめられた社会的な秩序、制約、規範を遵守し、また進んでこれが形成に協力すべき ることがあり、あるいはまた個々の企業自体の自主的な協定や協力によって作り出されることもあろう。 社会的秩序は国の立法的措置によって決定されることがあり、あるいは政府の政策や方針にもとづいて指導され のみ存在する。それゆえ企業がそこにおける社会的な規律と秩序に服すべきは当然のことに属する。このような いずれ

ば、それは人々を納得せしめるにいたらない。四 件を具備していることが必要である。すなわち分 なければならない。すなわち不変的固定的なものでなく、情勢の変化におうじて内容的に発展するものでなけれ 理的であっても、 ら可くして必ずしも実行しがたい場合が多い。しかしそれだけに実践されることが要請されるわけである。 いる。 あれ口に唱えるだけでなく、何よりまず実行されねばならない。しかしそのためにはその責任内容が、一連の要 責任論議はいうまでもなく規範的な性質のものである。すなわちそれは何々せねばならぬという内容をもって しかもそれは自覚し実践されることが要求される。ところがすべての規範がそうであるように、それはい 実行の困難なものが有効でないのはもちろんである。ハ それはまず合理的なものでなければならない。そうでなけれ 同時にそれは実行可能なものでなければならない。 さらにそれは弾力的発展的なもので いかに合

四

結

語 その意義

ところでこのような経営者の社会的責任論議はいったいいかなる意義を有するか。 あるいはそれはいかなる意

図ないし目的をもつものであるか

任論議は、 なわるべきこととなろう。このことはいわば企業の体質の改善を意味するものである。 する社会の批判にこたえ、また企業の社会性の発展に即して、従来の企業の弊害や欠陥を是正し、もって企業を リ社会に適合したものたらしめんとするにある。それによって企業の運営は、 それはいうまでもなく企業の経営をして社会的にヨリ正しきものたらしめんとするにある。すなわち企業に対 結局企業の正しい在り方にかんする問題にほかならぬ。 いまや新たな角度と観点から行 かくて経営者の社会的責

立ち、その枠のなかで果たさるべき経営者の責務を意味するものだからである。 ものべたるごとく、もともとことにいら経営者の社会的責任は、いわゆる自由企業を建前とし、その原則 しかしかくいえばとて、それは決して現在の企業の本質や性格を根本的に変えようとするものではない。 かくしてそれは根本的な制度の の下に 前に

変革を目指すものではない。

資本主義を修正しながら基本的には自由社会の現行支配体制を維持せんとする意図があるものと思われる」と。 れば、自由企業として存続発展せしめることが困難になったからであって、こうすることによって、これまでの れる基底には、 そとでとの点から社会的責任論議に対して、しばしば批判の声があがりうる。「経営者の社会的責任が要請さ 経営者の社会にたいする責任は同時に彼の企業にたいする責任であり、それを遂行するのでなけ

(藤芳誠一、前掲書、八二百

実際なかには、 わばもっぱら利己的な動機から、 口に社会的責任をとなえ、それにかくれて企業の存続をは

経営者の社会的責任

れるにすぎぬ かろうと企図するものもあるかもしれない。ここでは社会的責任は利己的目的のための単なる手段として利用さ

後のあがきであり、 長期化することによって、結局は極大利潤を目指すものにほかならぬ。それは崩壊にひんする資本主義企業の最 すなわちそれは表面を糊塗するための口実であり、もっともらしく装った社会に対する欺瞞である。 しかしこのような資本家的動機からする社会的責任論議に対しては、 追いつめられたものの必死の延命策以外のものではない、 直ちに激しい非難の声が浴びせられ というのである。 極少利 よう。

もないとし、いちずにこれを難ずるのも、 それと同時に、 難いものであると考える。これに対して手きびしい反撃が加えられるのはきわめて当然のことである。 企業の徹底的な排除を目指す立場であろう。 われわれは単なる利己的動機から、表面社会的責任を標榜するがごときは、もとより非難すべきであり、 いわゆる社会的責任論議をもって、ただもっぱら自己の利益のためにする延命策以外の何もので あまりに超越的な批判であろうと思われる。これはおそらく自由主義 許し

生かしつつ、 かくて社会的責任の自覚と実践にもとづき、従来の企業の欠陥、弊害、不合理を是正するとともに、その長所を したものとなり、 われわれは経営者の社会的責任の自覚と実践が、 歩一歩漸進的にとれが改善をすすめていくのが、もっとも現実的な行き方であると信ずる。 また社会の発展に寄与するものとなるのに役立たんことに、その本来の意義をみるものである。 企業体質の改善を通じて、 何よりまず企業が社会にョ 適合

いずれにしてもわれわれは経営の新しいテクニックを発展させると共に、経営の新しいモラルを確立せねばな

らぬ